

「児童扶養手当」・「ひとり親家庭医療費助成」のお知らせです。

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助けるため、「児童扶養手当制度」「ひとり親家庭医療費助成制度」があります。

※どちらの制度も受給資格者としてあらかじめ登録しておく必要があります。申請手続きの提出書類は、支給事由等により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

児童扶養手当

■対象となる方

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいがある場合は20歳未満））を養育している父または母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が法令で定める障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童が児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金を受けることができるときなど、手当が支給されない場合があります。

■所得制限

受給資格者や同居している扶養義務者（同居の直系血族及び兄弟姉妹）の前年分の所得額が一定の額を超えている場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当の一部または全部が支給されません。所得制限限度額については下の表を参考にしてください。

■手当の額（月額）

受給資格者が養育する児童の数や受給資格者の所得等により決められます。

- 児童1人のとき
 - 全部支給の場合：41,550円
 - 一部支給の場合：9,810円～41,540円
- 児童2人以上の加算額
 - 2人目：5,000円加算
 - 3人目以降1人につき：3,000円加算

■所得制限限度額表

扶養親族の数	請求者（本人）所得額		扶養義務者等所得額
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

ひとり親家庭医療費助成

■対象となる方

- 18歳未満の児童を養育している配偶者のない父または母とその児童
 - 18歳未満の父母のない児童
- ※ただし、児童が学校教育法による高等学校等に在籍している場合には18歳の年度末まで

■助成内容

対象者が医療機関の窓口で支払った医療費（各種医療保険適用による自己負担分）について、同一受

診月ごとに1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に、その1,000円を超えた金額を助成します。

■助成の条件

児童を養育している父または母、もしくは扶養義務者の所得額が一定額以上ある場合、助成対象にはなりません。所得要件などは児童扶養手当と同じです。

◆申請・問い合わせ先

子ども福祉課 児童福祉係
白沢総合支所 市民福祉課 福祉係

☎33-1111（内線137）
☎44-2114（直通）

75歳以上の方にお知らせです。

市では、高齢者肺炎球菌予防接種の全額補助を行っています。

肺炎は高齢者にとって重症化しやすい病気です。肺炎を引き起こす原因はインフルエンザなど様々ありますが、中でも肺炎球菌は肺炎を引き起こす原因の第1位です。

肺炎球菌ワクチンの予防接種は、肺炎球菌による感染症に約5年以上免疫効果が続くと期待されています。

今年度は75歳以上全員が対象ですが、来年度は75歳の方のみが対象となりますので、ご注意ください。

■対象者 75歳以上の方（昭和12年4月1日までに生まれた方）

■期間 平成23年6月～平成24年3月31日まで

※24年度は75歳になる方のみが助成対象となります。

■接種方法 印鑑を持参し、保健課（えぼか2階）または、白沢保健センターで申請手続きを行い、予診票の交付を受けてください。

■実施医療機関

本宮市または二本松市内の委託医療機関でのみ接種可能です。詳しくは申請時にお知らせします。

◆問い合わせ先 保健課（えぼか内）健康増進係 ☎63-2780

こころの健康づくり事業 相談窓口開設のお知らせ

～家庭のこと、学校のこと、職場のこと～

誰に話したらいいのか、どこに相談したらいいのか、心配ごとや悩みごとをかかえている方、ひとりで悩んでいませんか？

ひとりで悩まず相談してみませんか？

■場所 えぼか

■日時 毎週水曜日 10：30～16：30

専門のスタッフや保健師が、直接面談での相談をお受けします。

事前に保健課（えぼか内）まで予約してください。

（予約がなくてもご相談はお受けしますが、お待ちいただく場合があります。）

秘密は厳守します。

◆問い合わせ先 保健課（えぼか内）健康増進係 ☎63-2780

